（資産の部の区分）

第九十五条　（略）

2　（略）

3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる資産　流動資産

イ～チ　（略）

（削る。）

リ　（略）

二・三　（略）

四　次に掲げる資産　外部出資その他の資産

イ～ニ　（略）

ホ　繰延税金資産

ヌ～ヲ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ・ロ　（略）

ハ　繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）

ニ～ヘ　（略）

ト　（略）

五　（略）

（負債の部の区分）

第九十六条　（略）

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～リ　（略）

（削る。）

ヌ　（略）

二・三　（略）

四　次に掲げる資産　外部出資その他の資産

イ～ニ　（略）

ホ　次に掲げる繰延税金資産

(1)　有形固定資産、無形固定資産若しくは外部出資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められるもの

ヘ　（略）

五　（略）

（負債の部の区分）

第九十六条　（略）

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～リ　（略）

ヌ　次に掲げる繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）

(1)　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められるもの

ル～ワ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ・ロ　（略）

ハ　次に掲げる繰延税金負債

(1)　有形固定資産、無形固定資産若しくは外部出資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められないもの

ニ～ヘ　（略）